

第5部 計画の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、生活環境、人権、産業、雇用、教育、住宅など、幅広い分野にわたっていることから、庁内の関係部局が緊密に連携し、総合的に取り組むとともに、関連施策との連携を図ります。また、国、県、近隣自治体、障害者団体、社会福祉法人、NPO法人などと連携し、協力体制を一層強化します。

(1) 東近江市障害者総合支援協議会による進行管理

障害者団体、学識経験者、特別支援学校、障害者福祉事業に従事する関係者等で構成する「東近江市障害者総合支援協議会」において、計画の進捗状況や施策の実施状況等について検証と評価を行います。さらに、それを踏まえた上で、計画の適切な推進に向け、障害のある人の地域における課題の把握、その解決に向けた関係機関の連携体制の構築、関係機関の交流や情報の共有及び学習の場の提供、東近江地域障害児（者）サービス調整会議との連携や調整など、本市の障害福祉施策の円滑かつ適正な推進のための調整的役割を担います。

(2) 庁内の推進体制

この計画を推進するに当たっては、障害のある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、生活環境、人権、産業、雇用、教育、住宅など、多様な分野との連携が必要となります。そのため、庁内会議等を通じて、関係各課と連携し、調整を図りながら計画を推進します。また、計画の各施策及び事業に関わる事項については、庁内の各担当所管課等が施策の現状や進捗状況などについての検証と評価を行います。

(3) 国・県・近隣自治体等との連携

障害福祉サービスの提供や就労支援、施設から地域生活への移行支援に当たっては、近隣自治体を含め、東近江福祉圏域や県内全体における調整とネットワーク化が必要となるため、東近江地域障害児（者）サービス調整会議、東近江市しごとづくり応援センター、東近江圏域働き・暮らし応援センター、東近江公共職業安定所（ハローワーク）、特別支援学校、国、県等との連携を図りながら計画を推進します。

(4) 地域との連携

この計画の推進と障害に対する理解を進めるための取組や地域での見守り、支援、交流、防犯、防災等の取組について、市社会福祉協議会をはじめ障害者支援事業所、教育や医療などの関係機関、障害者団体、親の会、民生・児童委員、障害者相談員、自治会、まちづくり協議会、企業などと連携を図り、地域福祉活動の具体的な取組の実現を目指します。

(5) 役割分担

・市民の役割

障害のある人は、地域社会の一員として主体的に社会活動に参加するとともに、自らの持つ能力を発揮して自立を目指し、能力に応じて社会に貢献することが望まれます。

地域住民は、障害のある人への理解や必要な配慮を提供するとともに、福祉の受け手としてだけでなく、福祉の担い手として市民活動やボランティア活動等に自発的かつ主体的に参加するなど、共生社会の実現に向けて地域社会における役割を果たすことが望まれます。

・各種団体・事業者等の役割

障害者団体は、障害のある人の生活に関するニーズの把握と自主的な支援活動、各種啓発活動等の展開が求められます。

市民活動団体やボランティア団体は、地域のニーズに応じたきめ細やかなサービス提供や活動が期待されます。

障害者支援事業所は、利用者の立場に立った質の高いサービスを提供することが求められます。

企業は、地域社会を構成する一員として、社会貢献活動の環境づくり、障害者雇用、障害のある人が働きやすい環境整備等により、障害のある人の自立を支援していくことが期待されます。

・行政の役割

本市は、地域住民に最も身近な行政機関として、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう障害福祉サービスや支援体制の充実に努め、障害のある人やその家族等からの様々な相談に応じるとともに、各種サービスの提供を適切に行うなど総合的な支援を行います。